



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年2月7日火曜日 第2340号

◇ 目 次 ◇ 告 示

一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、一部事務組合の共同処理する事務の変更及び一部事務組合の規約の変更の許可.....78

医療機関の指定.....78

施術機関の指定.....78

指定医療機関の廃止の届出.....78

介護機関（居宅介護事業者）の指定.....78

介護機関（介護予防事業者）の指定.....79

指定介護機関（居宅介護事業者）の変更.....79

指定介護機関（居宅介護支援事業者）の変更.....79

指定介護機関（介護予防事業者）の変更.....80

指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....80

指定介護機関（居宅介護支援事業者）の廃止の届出.....80

指定介護機関（介護予防事業者）の廃止の届出.....80

開発行為に関する工事の完了.....81

道路の区域変更（県道上尾峠久万線）.....81

道路の供用開始（県道上尾峠久万線）.....81

雑 報

危険物取扱者試験の実施に関する公示.....82

消防設備士試験の実施に関する公示.....82

告 示

○愛媛県告示第144号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり宇和島地区広域事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約の変更を許可した。

平成24年2月7日

愛媛県知事 中村時広

1 変更事項

- (1) 事務の変更事項
と畜場の設置及び管理運営に関する事務の廃止
- (2) 規約の変更事項
上記の事務の変更事項、当該事務以外の共同処理する事務等に係る規定の変更

2 変更年月日

- (1) 事務の変更年月日
平成24年4月1日
- (2) 規約の変更年月日

平成24年4月1日

3 変更許可年月日

平成24年1月27日

○愛媛県告示第145号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成24年2月7日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年月日
大洲喜多休日夜間急患センター	社団法人喜多医師会	大洲市東大洲88番地1	平成23年 12月1日

○愛媛県告示第146号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成24年2月7日

愛媛県知事 中村時広

施術機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年月日
千代田接骨院	千代田 貴	宇和島市妙典寺前乙586-3	平成23年 11月1日
きほく整骨院	金村清文	北宇和郡鬼北町大字近永1252番地 マンション昴212号	平成23年 12月1日

○愛媛県告示第147号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成24年2月7日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年月日
とべ整形外科	浦岡秀明	砥部町宮内908	平成22年 6月30日

○愛媛県告示第148号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成24年2月7日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	

清 水 ももこ	南宇和郡愛南町御荘平城3021	清水ももこ歯科医院	南宇和郡愛南町御荘平城3021	平成23年 7月13日
医療法人弘友会	喜多郡内子町内子771番地	加戸病院	喜多郡内子町内子771番地	平成23年11月11日
有限会社ほほえみ	新居浜市船木上長野甲581番地2	憩いのいえ	新居浜市船木上長野甲581番地2	平成23年12月13日
合同会社ラ・ルーチェ	宇和島市和霊中町二丁目 1番27号	介護24クオーレ	宇和島市和霊中町二丁目 1番27号	平成23年12月26日

○愛媛県告示第149号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成24年 2月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護 予 防 事 業 者 の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	介護 予 防 事 業 を 行 う 事 業 所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
清 水 ももこ	南宇和郡愛南町御荘平城3021	清水ももこ歯科医院	南宇和郡愛南町御荘平城3021	平成23年 7月13日
医療法人弘友会	喜多郡内子町内子771番地	加戸病院	喜多郡内子町内子771番地	平成23年11月11日
合同会社ラ・ルーチェ	宇和島市和霊中町二丁目 1番27号	介護24クオーレ	宇和島市和霊中町二丁目 1番27号	平成23年12月26日

○愛媛県告示第150号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成24年 2月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅 介 護 事 業 者 ） の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 を 行 う 事 業 所		変 更 年 月 日
		名 称	所 在 地	
有限会社ライフケア	新居浜市宮原町12番21号	ライフケア	（変更後） 新居浜市中筋町1丁目6番4号	平成23年 6月 1日
			（変更前） 新居浜市宮原町12番21号	

○愛媛県告示第151号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成24年 2月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅 介 護 支 援 事 業 者 ） の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	居 宅 介 護 支 援 事 業 を 行 う 事 業 所		変 更 年 月 日
		名 称	所 在 地	
有限会社ライフケア	新居浜市宮原町12番21号	ライフケア	（変更後） 新居浜市中筋町1丁目6番4号	平成23年 6月 1日
			（変更前） 新居浜市宮原町12番21号	

きくぞのケアパーク株式会社	宇和島市和霊元町四丁目 1 番 12号	きくぞのケアパーク居宅介護支援事業所	(変更後) 宇和島市御幸町 2 丁目 4 番 16号	平成23年 8月22日
			(変更前) 宇和島市和霊元町四丁目 1 番 12号	

○愛媛県告示第152号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成24年 2月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社ライフケア	新居浜市宮原町12番21号	ライフケア	(変更後) 新居浜市中筋町 1 丁目 6 番 4号	平成23年 6月 1日
			(変更前) 新居浜市宮原町12番21号	

○愛媛県告示第153号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成24年 2月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
医療法人弘友会	大洲市若宮548番地	医療法人弘友会加戸病院	大洲市若宮548番地	平成23年11月10日
社会福祉法人三恵会	新居浜市西の土居町 2 - 8 - 12	訪問入浴介護事業所きぼうの苑	新居浜市西の土居町 2 - 8 - 12	平成24年 1月21日

○愛媛県告示第154号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成24年 2月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
有限会社ケア・サポート太陽	南宇和郡愛南町御荘平城1625番地 1	ケア・サポート太陽指定居宅介護支援事業所	南宇和郡愛南町御荘平城1625番地 1	平成23年 8月 1日

○愛媛県告示第155号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成24年 2月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
医療法人弘友会	大洲市若宮548番地	医療法人弘友会加戸病院	大洲市若宮548番地	平成23年11月10日
社会福祉法人三恵会	新居浜市西の土居町2-8-12	訪問入浴介護事業所きぼうの苑	新居浜市西の土居町2-8-12	平成24年1月21日

○愛媛県告示第156号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成24年 2月 7日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
23中局建（開）第56号 平成24年 1月30日	東温市樋口字宮地甲856番	松山市福音寺町116番地7 コーボ石丸103号 和田 憲 三

○愛媛県告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 2月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	上尾峠久万線	上浮穴郡久万高原町二名乙1837番4から 同町二名乙1834番5地先まで	旧	メートル 3.1～13.7	キロメートル 0.222	
		上浮穴郡久万高原町二名乙1837番4から 同町二名乙1834番5まで	新	8.9～28.6	0.205	
"	"	上浮穴郡久万高原町二名乙1822番1から 同町二名乙1802番3地先まで	旧	2.8～21.9	0.127	
		上浮穴郡久万高原町二名乙1822番1から 同町二名乙1802番3まで	新	6.4～24.3	0.127	

○愛媛県告示第158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 2月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	上尾峠久万線	上浮穴郡久万高原町二名乙1837番4から 同町二名乙1834番5まで	平成24年 2月 7日
"	"	上浮穴郡久万高原町二名乙1822番1から 同町二名乙1802番3まで	"

雑 報

○公 告

危険物取扱者試験の実施に関する公示

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定により、愛媛県知事から委任された危険物取扱者試験を次のとおり公示する。
平成24年 2月 7日

財団法人 消防試験研究センター
理事長 山 本 信一郎

1 試験日・受験願書の受付期間及び受付場所等

区 分	試 験 日	受験願書受付期間	受付場所（問い合わせ先）	提出方法
第 1 回	平成24年 6月24日（日） 開始時間 10時	書面申請 4月16日（月）から 4月26日（木）まで 電子申請 4月13日（金）から 4月23日（月）まで	書面申請 （財）消防試験研究センター 愛媛県支部 〒790 0011 松山市千舟町 4 - 5 - 4 松山千舟454ビル 5階 電話 089 - 932 - 8808 受付時間 8：45～17：00	書面申請 郵送又は持参
第 2 回	平成24年 10月28日（日） 開始時間 10時	書面申請 9月 3日（月）から 9月13日（木）まで 電子申請 8月31日（金）から 9月10日（月）まで	電子申請（問い合わせ先） （財）消防試験研究センター 企画研究部電子申請室（本部） 電話 0570 - 07 - 1000	電子申請 インターネット 利用
第 3 回	平成25年 2月10日（日） 開始時間 10時	書面申請 12月 3日（月）から 12月13日（木）まで 電子申請 11月30日（金）から 12月10日（月）まで		

2 試験の種類別試験会場及び所在地

区分	試験の種類	試 験 会 場	所 在 地	摘 要
第 1 回 及び 第 2 回	甲種・乙種（第1類～6類）・ 丙種 危険物取扱者試験	新居浜工業高等学校	新居浜市北新町 8 - 1	試験会場については、人数等の関係により、他の場所に変更することがあります。
		松山工業高等学校	松山市真砂町 1	
		八幡浜工業高等学校	八幡浜市古町 2 - 3 - 1	
	乙種第4類（科目免除なし）・ 丙種 危険物取扱者試験	東予高等学校	西条市周布650	
		今治工業高等学校	今治市河南町 1 - 1 - 36	
		吉田高等学校	宇和島市吉田町北小路甲10	
第 3 回	甲種・乙種（第1類～6類）・ 丙種 危険物取扱者試験	愛媛大学	松山市文京町 3	3回目に限り、一般は愛媛大学、高校生は松山工業高校
		松山工業高等学校	松山市真砂町 1	

3 受験願書用紙・受験案内等の配布場所

- (1) (財)消防試験研究センター愛媛県支部
- (2) 愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課
- (3) 愛媛県各地方局消防防災安全室及び各地方局支局総務県民室
- (4) 松山市消防局及び各市・町・地区消防本部

○公 告

消防設備士試験の実施に関する公示

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定により、愛媛県知事から委任された消防設備士試験を次のとおり公示する。
平成24年 2月 7日

財団法人 消防試験研究センター
理事長 山 本 信一郎

1 試験日・受験願書の受付期間及び受付場所等

区 分	試 験 日	受験願書受付期間	受付場所（問い合わせ先）	提出方法
第 1 回	平成24年 8月19日（日） 開始時間 9時	書面申請 6月25日（月）から 7月5日（木）まで 電子申請 6月22日（金）から 7月2日（月）まで	書面申請 （財）消防試験研究センター 愛媛県支部 〒790 0011 松山市千舟町 4 - 5 - 4 松山千舟454ビル 5階 電話 089 - 932 - 8808 受付時間 8：45～17：00	書面申請 郵送又は持参
第 2 回	平成25年 1月14日（月・祝） 開始時間 9時	書面申請 11月5日（月）から 11月15日（木）まで 電子申請 11月2日（金）から 11月12日（月）まで	電子申請（問い合わせ先） （財）消防試験研究センター 企画研究部電子申請室（本部） 電話 0570 - 07 - 1000	電子申請 インターネット 利用

2 試験の種類別試験会場及び所在地

試験の種類	試 験 会 場	所 在 地
甲種特類・甲種1類～5類・乙種1類～7類消防設備士試験	愛媛大学	松山市文京町3

3 受験願書用紙・受験案内等の配布場所

- (1) （財）消防試験研究センター愛媛県支部
- (2) 愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課
- (3) 愛媛県各地方局消防防災安全室及び各地方局支局総務県民室
- (4) 松山市消防局及び各市・町・地区消防本部